

## 熊谷都市計画特別用途地区の変更（熊谷市決定）

熊谷都市計画特別用途地区を次のように変更する。

			熊谷市
種類	面積	備考	
大規模集客施設制限地区	約 256.2ha	約0.5ha減 (制限の内容) 大規模集客施設制限地区内における建築物の制限は、建築条例による。	
合計	約 256.2ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

「別紙理由書のとおり」

# 理 由 書

本理由書は、熊谷都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の変更についての理由を示したものです。

## I. 熊谷都市計画区域の位置

熊谷都市計画区域に含まれる土地の区域は、熊谷市の行政区域の全域です。

## II. 変更の理由

籠原中央第一地区における用途地域の見直しにより、準工業地域の区域に変更が生じることから、特別用途地区について見直しを行うものです。

## III. 関連する都市計画

本地区の特別用途地区の変更とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 用途地域（熊谷市決定）
- ② 防火・準防火地域（熊谷市決定）